

【表紙】

【提出書類】 四半期報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の7第4項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成22年5月19日

【四半期会計期間】 第6期第2四半期(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)

【会社名】 株式会社T&Dホールディングス

【英訳名】 T&D Holdings, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 宮戸 直輝

【本店の所在の場所】 東京都港区海岸一丁目2番3号

【電話番号】 03-3434-9151

【事務連絡者氏名】 経営管理部長 永井 穂高

【最寄りの連絡場所】 東京都港区海岸一丁目2番3号

【電話番号】 03-3434-9151

【事務連絡者氏名】 経営管理部長 永井 穂高

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所
(大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

1 【四半期報告書の訂正報告書の提出理由】

平成21年11月27日に提出いたしました第6期第2四半期(自平成21年7月1日至平成21年9月30日)四半期報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため四半期報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第2 事業の状況

2 事業等のリスク

II 直接子会社のリスク

2 生命保険会社3社のリスク

(1) 生命保険事業について

①生命保険事業と法的規制

エ ソルベンシー・マージン比率

オ 実質純資産額

4 財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析

(2) 生命保険会社3社(単体)に関する事項

②財政状態

大同生命保険株式会社

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第一部 【企業情報】

第2 【事業の状況】

2 【事業等のリスク】

II 直接子会社のリスク

2 生命保険会社3社のリスク

(1) 生命保険事業について

①生命保険事業と法的規制

エ ソルベンシー・マージン比率

(訂正前)

ソルベンシー・マージンは、大地震や株の暴落等、通常の見込みを超えて発生するリスクに対応するための財務的な余裕である「支払余力」を意味しております。生命保険会社は、将来の保険金等の支払いに備えて通常見込みできる範囲のリスクについては、責任準備金を積み立てて対応しておりますが、ソルベンシー・マージンは、これを超えるリスクへの備えとなります。ソルベンシー・マージン比率は、「ソルベンシー・マージン総額」(純資産の部合計、価格変動準備金、危険準備金、一般貸倒引当金等)を、通常の見込みを超えて発生するリスクを計量化した「リスクの合計額」の2分の1で割ることにより算出される比率であります。

生命保険会社のソルベンシー・マージン比率が200%を下回った場合には、監督当局から早期に経営の健全性の回復を図るための措置(早期是正措置)がとられることとなります。

生命保険会社3社のソルベンシー・マージン比率については、平成21年9月30日現在、太陽生命987.6%、大同生命1,012.3%、T&Dフィナンシャル生命760.9%となっております。

なお、上記の算出方法については、平成21年8月28日付で、金融庁より「ソルベンシー・マージン比率の見直しの改定骨子(案)」が公表されております。金融庁の規制の内容はまだ確定しておりませんが、見直しの内容が確定・適用された場合には、生命保険会社3社のソルベンシー・マージン比率は低下する可能性があり、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を与える可能性があります。

(以下略)

(訂正後)

ソルベンシー・マージンは、大地震や株の暴落等、通常の見込みを超えて発生するリスクに対応するための財務的な余裕である「支払余力」を意味しております。生命保険会社は、将来の保険金等の支払いに備えて通常見込みできる範囲のリスクについては、責任準備金を積み立てて対応しておりますが、ソルベンシー・マージンは、これを超えるリスクへの備えとなります。ソルベンシー・マージン比率は、「ソルベンシー・マージン総額」(純資産の部合計、価格変動準備金、危険準備金、一般貸倒引当金等)を、通常の見込みを超えて発生するリスクを計量化した「リスクの合計額」の2分の1で割ることにより算出される比率であります。

生命保険会社のソルベンシー・マージン比率が200%を下回った場合には、監督当局から早期に経営の健全性の回復を図るための措置(早期是正措置)がとられることとなります。

生命保険会社3社のソルベンシー・マージン比率については、平成21年9月30日現在、太陽生命987.6%、大同生命1,008.9%、T&Dフィナンシャル生命760.9%となっております。

なお、上記の算出方法については、平成21年8月28日付で、金融庁より「ソルベンシー・マージン比率の見直しの改定骨子（案）」が公表されております。金融庁の規制の内容はまだ確定しておりませんが、見直しの内容が確定・適用された場合には、生命保険会社3社のソルベンシー・マージン比率は低下する可能性があり、当社グループの業績及び財務状況に悪影響を与える可能性があります。

(以下略)

オ 実質純資産額

(訂正前)

実質純資産額とは、貸借対照表の資産を基礎として計算した額(有価証券・不動産等について一定の時価評価を行ったもの)から負債を基礎として計算した額(負債の額から価格変動準備金・危険準備金等の額を差し引いた額)を控除した金額をいい、監督当局による早期是正措置において、実質的な債務超過の判定基準として用いられる純資産額であります。実質純資産額がマイナス又はマイナスと見込まれる場合には、金融庁長官は業務の全部又は一部の停止を命じることができます。

生命保険会社3社の実質純資産額については、平成21年9月30日現在、太陽生命4,081億円、大同生命5,509億円、T&Dフィナンシャル生命931億円となっております。

(以下略)

(訂正後)

実質純資産額とは、貸借対照表の資産を基礎として計算した額(有価証券・不動産等について一定の時価評価を行ったもの)から負債を基礎として計算した額(負債の額から価格変動準備金・危険準備金等の額を差し引いた額)を控除した金額をいい、監督当局による早期是正措置において、実質的な債務超過の判定基準として用いられる純資産額であります。実質純資産額がマイナス又はマイナスと見込まれる場合には、金融庁長官は業務の全部又は一部の停止を命じることができます。

生命保険会社3社の実質純資産額については、平成21年9月30日現在、太陽生命4,081億円、大同生命5,488億円、T&Dフィナンシャル生命931億円となっております。

(以下略)

4 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(2) 生命保険会社3社（単体）に関する事項

②財政状態

大同生命保険株式会社

(訂正前)

当第2四半期末の総資産は5兆5,141億円（前事業年度末比0.8%増）となりました。

主な資産構成は、公社債を中心とする有価証券3兆9,265億円（同11.5%増）、貸付金7,892億円（同1.6%減）、買入金銭債権2,021億円（同32.1%減）、有形固定資産1,390億円（同1.2%減）、コールローン1,297億円（同52.8%減）であります。

負債の部合計は5兆2,303億円（同1.0%減）となりました。その大部分を占める保険契約準備金は5兆599億円（同0.9%減）となっております。

純資産の部合計は2,838億円（同52.6%増）となりました。純資産の部中、その他有価証券評価差額金は124億円（前事業年度末は△860億円）となっております。

ソルベンシー・マージン比率は1,012.3%（前事業年度末は823.4%）となりました。また、実質純資産は5,509億円（前事業年度末は4,479億円）となりました。

(以下略)

(訂正後)

当第2四半期末の総資産は5兆5,141億円（前事業年度末比0.8%増）となりました。

主な資産構成は、公社債を中心とする有価証券3兆9,265億円（同11.5%増）、貸付金7,892億円（同1.6%減）、買入金銭債権2,021億円（同32.1%減）、有形固定資産1,390億円（同1.2%減）、コールローン1,297億円（同52.8%減）であります。

負債の部合計は5兆2,303億円（同1.0%減）となりました。その大部分を占める保険契約準備金は5兆599億円（同0.9%減）となっております。

純資産の部合計は2,838億円（同52.6%増）となりました。純資産の部中、その他有価証券評価差額金は124億円（前事業年度末は△860億円）となっております。

ソルベンシー・マージン比率は1,008.9%（前事業年度末は820.7%）となりました。また、実質純資産は5,488億円（前事業年度末は4,462億円）となりました。

(以下略)

【表紙】

【提出書類】	確認書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の8第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成22年5月19日
【会社名】	株式会社T&Dホールディングス
【英訳名】	T&D Holdings, Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 宮戸 直輝
【最高財務責任者の役職氏名】	該当事項はありません。
【本店の所在の場所】	東京都港区海岸一丁目2番3号
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪府中央区北浜一丁目8番16号)

1 【四半期報告書の記載内容の適正性に関する事項】

当社代表取締役社長宮戸直輝は、当社の第6期第2四半期(自 平成21年7月1日 至 平成21年9月30日)の四半期報告書の訂正報告書の記載内容が金融商品取引法令に基づき適正に記載されていることを確認いたしました。

2 【特記事項】

確認に当たり、特記すべき事項はありません。